

平成 28 年度砂川市生活交通確保維持改善計画（案）  
（地域内フィーダー系統確保維持事業）

（策定年月日）平成 27 年 6 月 日

（協議会名称）砂川市地域公共交通会議

（代表者名） 会 長 角 丸 誠 一

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

砂川市の行政面積は 78.68km<sup>2</sup> と比較的小さく、中央部を南北に JR、国道 12 号が縦断しており、近隣市町へは国道と道道で連絡されている。砂川市においては、過去、人口が多い時代に市内を循環するバスが運行していたが、人口の減少、昭和 50 年以降の車社会の到来、店舗の大型化、郊外化などにより「バスから車」へといった交通手段の変化が起こり、近年では、一家に一台から一人に一台の車社会となってきており、過疎化、高齢化による交通手段の確保が顕著な問題となってきている。

このような背景の中、砂川市には市民の生活移動を支える公共交通として、JR 北海道が運行する函館本線と北海道中央バスによる路線バス、都市間高速バスが運行している。しかし、路線バスは利用者の減少から運行収支が経常的な赤字となっており、市として補填の財政負担が発生している。また、路線バスは国道と道道のみを運行していることから、交通空白地域が多く存在している。

以上のように、年々、社会情勢は変化しており、平成 24 年 6 月に行なった住民ニーズ把握調査では運転が困難になった際の移動手段としては、公共交通の必要性が示唆される結果となっていることから、平成 25 年 2 月に「砂川市地域公共交通会議」を設置し、新たな公共交通の導入について検討を開始した。

当会議では、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）」を活用し、平成 25 年 9 月と平成 26 年 2 月にそれぞれ 1 か月間、予約型乗合タクシーと定時運行のコミュニティバスによる実証調査運行を実施し、その結果と各種アンケート調査の結果を受け、市独自の「砂川市生活交通ネットワーク計画」を策定した。しかしながら、当計画では、調査運行の利用者が少なく、調査期間の短さから、事業が浸透していないと判断し、引き続き、新たな公共交通導入の可否について継続検討とされた。

これを受け、平成 26 年度においては、再度予約型乗合タクシーでの実証調査運行を平成 26 年 10 月から平成 27 年 1 月までの 4 か月間実施し、利用状況や利用者の意見、交通事業者への影響などを検証。今後の高齢化の進行を鑑み、地域から市街地に移動することが困難な交通弱者の増加が見込まれることから、平成 27 年 6 月 15 日開催の「砂川市地域公共交通会議」において、本計画及び本格運行実施について合意形成が図られた。

そのため、砂川市では、本計画に基づき、平成 27 年 10 月 1 日から「地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）」に基づく国の支援を受けながら、交通空白地域の改善、交通弱者の生活交通の確保を目的として、予約型乗合タクシーの運行を開始し、幹線系統である路線バス（歌志内線、焼山線、上砂川線、砂芦線、滝川奈井江線、滝川美唄線）及び都市間高速バス（高速たきかわ号）とを砂川市立病院前バス停留所（北海道中央バス停留所）において、JR 函館本線とを砂川駅停留所で接続することにより、利便性の向上を図った中で、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組を継続していくこととする。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

運行を継続し、交通空白地域の改善、交通弱者の生活交通を確保していくため、平成30年度までの目標を次のように定める。

目 標	平成28年度	平成29年度	平成30年度
運行稼働率	40%	41%	42%
1便あたりの利用者数	1.76人	1.81人	1.86人
年間利用者数	8,250人	8,700人	9,150人

### (2) 事業の効果

予約型乗合タクシーの運行により、交通空白地域の解消が図られ、交通弱者の通院・買い物等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、移動にあたっての負担の軽減及び中心市街地へのアクセス向上から、外出意欲の増進に伴う社会参加を促進し、にぎわい創出や幹線系統である路線バス（歌志内線、焼山線、上砂川線、砂芦線、滝川奈井江線、滝川美唄線）及び都市間高速バス（高速たきかわ号）とを砂川市立病院前バス停留所（北海道中央バス停留所）において、JR函館本線とを砂川駅停留所で接続することにより、利便性の向上及び住民生活の質の向上が図られる。

## 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

別紙「表1」のとおり

なお、運行事業者は公募型プロポーザルを実施し、3社を選定。また3社については、市内に事業所・営業所を有し、これまでの実証調査運行の運行事業者であることから円滑な事業実施が見込まれる。

現在、運行協定期間を、平成27年10月1日から平成28年9月30日まで予定しているが、年度ごとに一定の事業評価を行い、必要性の確認、事業改善等により、運行の継続を図ることとする。

### ①運行方式

- ・予約型乗合タクシー（区域運行）
- ・毎日運行
- ・平日[午前8時から午後5:30分の間で往復6便] 基本車両：ジャンボタクシー
- ・休日[午前9時から午後5:30分の間で往復4便] 基本車両：セダン型タクシー

		1便	2便	3便	4便	5便	6便
平日	行き	8:00	9:00	10:00	12:00	13:00	14:00
	帰り	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30
休日	行き	9:00	10:00	12:00	13:00		
	帰り	12:30	14:30	16:30	17:30		

②対象地区・運行エリア

- ・市内全域を対象とする
- ・利用者の片道最大乗車時間等の利便性を鑑み、以下に記載のエリアに別けて運行する。なお、運行事業者は月単位で運行エリアを交代することとする。

北エリア①：一の沢地区・北光地区・焼山地区・晴見地区・三砂地区

北エリア②：富平地区・空知太地区・袋地地区

南エリア：宮城の沢地区・鶉地区・吉野地区・日の出地区・豊沼地区・宮川地区

③運賃

- ・一の沢地区、空知太地区、富平地区：大人500円 中学生以下100円
  - ・上記以外の地区：大人300円 中学生以下100円
- ※未就学児は無料とする。(保護者同伴を要し、保護者分は運賃を受領する)

④まちなか乗降地(共通乗降地)

- ・8か所に設定し、自宅とまちなか乗降地の間を運行する

①砂川駅 ②砂川市立病院 ③公民館 ④ふれあいセンター

⑤ショッピングプラザA i A i ⑥スーパーふじ

⑦コープさっぽろ(市民生協) ⑧砂川市立病院前バス停(北海道中央バス停留所)

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別紙「表2」のとおり

なお、砂川市から運行事業者への補助金額については、北海道D地区におけるタクシー自動認可運賃基準(時間距離併用制運賃)を適用した場合の運賃の合算額から運賃収入の合算額及び国庫補助金を差し引いた差額分を交付することとしている。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

砂川北星ハイヤー株式会社、三星ハイヤー株式会社、ふじ観光株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

該当なし

7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、

協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

8. 別表1及び別表3の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

該当なし

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
別紙「表5」のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
該当なし
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画 (車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)
該当なし
14. 協議会の開催状況と主な議論
<p>平成26年4月25日 平成26年度第1回砂川市地域公共交通会議 ・砂川市地域公共交通実証調査運行実施計画(案)について</p> <p>平成26年6月26日 平成26年度第2回砂川市地域公共交通会議 ・砂川市生活交通ネットワーク計画の承認について ・平成26年度実証調査運行事業実施内容について</p> <p>平成26年7月31日 平成26年度第3回砂川市地域公共交通会議 ・平成26年度実証調査運行の実施について</p> <p>平成26年12月19日 平成26年度第4回砂川市地域公共交通会議 ・実証調査運行利用状況(中間報告)について ・実証調査運行利用者アンケート中間集計について</p> <p>平成27年3月19日 平成26年度第5回砂川市地域公共交通会議 ・実証調査運行結果について ・実証調査運行アンケート調査結果について ・今後の方向性について (予約型乗合タクシーを基本とした公共交通体系の本格運行について合意)</p> <p>平成27年4月22日 平成27年度第1回砂川市地域公共交通会議 ・砂川市予約型乗合タクシー運行計画(案)について</p> <p>平成27年6月15日 平成27年度第2回砂川市地域公共交通会議 ・平成28年度生活交通確保維持改善計画(案)について</p>

#### 15. 利用者等の意見の反映状況

平成25年10月実施の「バス乗降調査」及び「住民ニーズ把握調査」、「実証調査運行利用者へのアンケート調査」において、日頃の外出先や移動手段、今後の公共交通のあり方等を把握し、市独自の『砂川市生活交通ネットワーク計画』に反映した。これを受け、平成26年に実施した実証調査運行では、運行期間中に「利用者アンケート調査」を実施し、共通乗降地（停留所）の一部変更を行なった。また、運行終了後には「利用登録者アンケート調査」を実施し、その結果を本計画に反映している。なお、地域住民の代表として、町内会連合会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各1名の委員の参画を得ており、計画案の同意を得ている。

#### 16. 協議会メンバーの構成

別紙のとおり

#### 担当者連絡先

(住所) 砂川市西6条北3丁目1番1号

(所属) 砂川市総務部政策調整課企画調整係

(氏名) 畠山秀樹、北野大地

(電話) 0125-54-2121 内線322

(E-mail) [kikaku@city.sunagawa.lg.jp](mailto:kikaku@city.sunagawa.lg.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	国庫補助金内 定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の別	基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件 (別表7のみ)
砂川市	ふじ観光(株)	(1)北エリア①	811.0 千円	702.0 千円		デマンド型	①	北海道中央バス停留所「砂川市立病院前」及び砂川駅にて、路線バス(歌志内線、焼山線、上砂川線、砂川線、滝川奈井江線、滝川美唄線)及び都市間高速バス(高速たきかわ号)及びJR函館線と接続。	①
	ふじ観光(株)	(2)北エリア②	798.0 千円			デマンド型	①		①
	ふじ観光(株)	(3)南エリア	800.0 千円			デマンド型	①		①
	三星ハイヤー(株)	(1)北エリア①	1,242.0 千円	1,089.0 千円		デマンド型	①		①
	三星ハイヤー(株)	(2)北エリア②	1,258.0 千円			デマンド型	①		①
	三星ハイヤー(株)	(3)南エリア	1,238.0 千円			デマンド型	①		①
	砂川北星ハイヤー(株)	(1)北エリア①	699.0 千円	614.0 千円		デマンド型	①		①
	砂川北星ハイヤー(株)	(2)北エリア②	701.0 千円			デマンド型	①		①
	砂川北星ハイヤー(株)	(3)南エリア	710.0 千円			デマンド型	①		①
合 計				2,405 千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				2,405 千円		国庫補助 上限額 (千円)	2,405 千円		

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	ふじ観光(株)
------	---------

平成28年度
--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	957 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	957 千円
	営業費用	3,368 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	3,368 千円
	営業損益	△ 2,411 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 2,411 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台 1	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間 1,725.3		経常収支率	28.41 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 へ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南北海道	1,952 円 .12 銭	2,721 円 .96 銭	1,952 円 .12 銭	554 円 .68 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回数	1回当たりサー ビス提供時間 リ	リのうち補助ブ ロック外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ヌ	リのうち同一補 助ブロック市区 町村外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ル	補助ブロック外乗 入れ部分及び同 一補助ブロック 市区町村外乗 入れ部分以外の サービス提供時 間の比率 (リ-(ヌ+ル)) ÷リ=ワ	計画サービ ス提供時間 ウ
			発地	営業 区域	着地							
南北海道	1	北エリア①	一の沢、北光、鏡 山、晴見、三砂地	砂川市	スーパー ふじ ほか	123 日	196.5 回	2.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	580.6 時間
南北海道	2	北エリア②	富平、空知太、袋 地地区	砂川市	スーパー ふじ ほか	121 日	195.0 回	2.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	571.6 時間
南北海道	3	南エリア	宮城の沢、鶯、吉 野、目の出、豊 沼、粟川地区	砂川市	コープさっ ぼろ ほか	122 日	200.0 回	2.8 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	573.1 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合 計		3 系統						8.6 時間	0.0 時間	0.0 時間		1,725.3 時間

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	タのうち補助ブ ロック外乗入部分 及び同一補助ブ ロック市区町村 外乗入部分以外 に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の 1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はウのうち いずれか少ないほう の額)
南北海道	1	1,133,400円	322,048円	811,352円	811,352円	811 千円	405.5 千円		
南北海道	2	1,115,831円	317,056円	798,775円	798,775円	798 千円	399.0 千円		
南北海道	3	1,118,759円	317,888円	800,871円	800,871円	800 千円	400.0 千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
合 計		3,367,990円	956,992円	2,410,998円	2,410,998円	2,409 千円	1,204 千円	702 千円	702 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額  ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国 庫補助額を控 除した額  ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の 具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
北海道	1	811,352円																			
北海道	2	798,775円																			
北海道	3	800,871円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合 計		2,410,998円	1,708,998円	円	%	1,708,998円	100.0%	円	%	円	%										

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 補助対象期間の前々年度の保有車両台数の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類



表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	三星ハイヤー(株)
------	-----------

平成28年度
--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	957 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	957 千円
	営業費用	5,280 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	5,280 千円
	営業損益	△ 4,323 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 4,323 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	1 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	1,725.3 時間	経常収支率	18.12 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南北海道	3,060 円 .33 銭	2,721 円 .96 銭	2,721 円 .96 銭	554 円 .68 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回数	1回当たりサー ビス提供時間 リ	リのうち補助ブ ロック外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ヌ	リのうち同一補 助ブロック市区 町村外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ル	補助ブロック外乗 り入れ部分及び同 一補助ブロック市区 町村外乗入部分 以外のサービス 提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル)) ÷リ=ワ	計画サービ ス提供時間 ヅ
			発地	営業 区域	着地							
南北海道	1	北エリア①	一の沢、北光、鏡山、瑞穂、三砂地区	砂川市	スーパー ふじ ほか	122 日	200.0 回	2.8 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	573.1 時間
南北海道	2	北エリア②	富平、空知太、袋地地区	砂川市	スーパー ふじ ほか	123 日	196.5 回	2.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	580.6 時間
南北海道	3	南エリア	宮城の沢、鏡、吾野、田の浜、豊沼、宮川地区	砂川市	コープさっ ぼろ ほか	121 日	195.0 回	2.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	571.6 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合 計		3 系統						8.6 時間	0.0 時間	0.0 時間		1,725.3 時間

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	タのうち補助ブ ロック外乗入部分及び 同一補助ブ ロック市区町村外乗入部 分以外に係るもの	補助対象経費 ネ	補助対象経費の 1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助 上限額 ラ	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうちい ずれか少ないほう の額) ム
南北海道	1	1,559,955円	317,888円	1,242,067円	1,242,067円	1,242 千円	621.0 千円		
南北海道	2	1,580,369円	322,048円	1,258,321円	1,258,321円	1,258 千円	629.0 千円		
南北海道	3	1,555,872円	317,056円	1,238,816円	1,238,816円	1,238 千円	619.0 千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
合 計		4,696,196円	956,992円	3,739,204円	3,739,204円	3,738 千円	1,869 千円	1,089 千円	1,089 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
北海道	1	1,435,987円	/																		
北海道	2	1,454,779円																			
北海道	3	1,432,228円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合計		4,322,994円	3,233,994円	円	%	3,233,994円	100.0%	円	%	円	%										

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 補助対象期間の前々年度の保有車両台数の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	砂川北星ハイヤー㈱	平成28年度
------	-----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	957 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	957 千円
	営業費用	3,068 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	3,068 千円
	営業損益	△ 2,111 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 2,111 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	1 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	1,725.3 時間	経常収支率	31.19 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 へ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南北海道	1,778 円 .24 銭	2,721 円 .96 銭	1,778 円 .24 銭	554 円 .68 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回数	1回当たりサー ビス提供時間 リ	リのうち補助ブ ロック外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ヌ	リのうち同一補 助ブロック市区 町村外乗入部 分に係るサー ビス提供時間 ル	補助ブロック外乗 り入れ部分及び同 一補助ブロック市区 町村外乗入部分 以外のサービス 提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル)) ÷リ=ワ	計画サービ ス提供時間 ヅ
			発地	営業 区域	着地							
南北海道	1	北エリア①	一の沢、北光、鏡山、晴見、三砂地区	砂川市	スーパーふじ ほか	121 日	195.0 回	2.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	571.6 時間
南北海道	2	北エリア②	富平、空知太、袋地地区	砂川市	スーパーふじ ほか	122 日	200.0 回	2.8 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	573.1 時間
南北海道	3	南エリア	宮城の沢、鶯、吉野、目の出、豊沼、豊川地区	砂川市	コープさっぽろ ほか	123 日	196.5 回	2.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000 %	580.6 時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
						日	回	時間	時間	時間	%	時間
合 計		3 系統						8.6 時間	0.0 時間	0.0 時間		1,725.3 時間

補助ブ ロック 名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	タのうち補助ブ ロック外乗入部分 及び同一補助ブ ロック市区町村 外乗入部分以外 に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の 1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はウのうち いずれか少ないほう の額)
南北海道	1	1,016,441円	317,056円	699,385円	699,385円	699 千円	349.5 千円		
南北海道	2	1,019,109円	317,888円	701,221円	701,221円	701 千円	350.5 千円		
南北海道	3	1,032,446円	322,048円	710,398円	710,398円	710 千円	355.0 千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
		円	円	円		千円	千円		
合 計		3,067,996円	956,992円	2,111,004円	2,111,004円	2,110 千円	1,055 千円	614 千円	614 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
北海道	1	699,385円																			
北海道	2	701,221円																			
北海道	3	710,398円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合計		2,111,004円	1,497,004円	円	%	1,497,004円	100.0%	円	%	円	%										

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
5. 補助対象期間の前々年度の保有車両台数の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
6. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
7. 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
8. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
9. 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
10. 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
11. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
12. 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
13. 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
14. 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
15. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
16. 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
17. 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
18. サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
19. 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
20. 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
21. 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	砂川市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	19,056
交通不便地域	19,056

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
19,056	砂川市	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
19,056	19056人×100円+50万円=2405千円	2,405 千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑫）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

## 砂川市地域公共交通会議 委員名簿

平成27年4月1日現在

区分	所属	役職	氏名	備考
1号	砂川市	副市長	角丸 誠一	会長
2号	北海道運輸局札幌運輸支局	首席運輸企画専門官	大友 晃司	副会長
3号	北海道空知総合振興局	地域政策課長	東 貴弘	
4号	北海道中央バス(株)	空知統轄事務所業務係長	内海 幸夫	
	砂川北星ハイヤー(株)	常務取締役	天保 和雄	
	ふじ観光(株)	代表取締役	出村 省三	
	三星ハイヤー(株)	取締役営業部長	梶野 恒夫	
5号	札幌地区バス協会	(社)北海道バス協会常務理事	今 武	
6号	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会	副議長	今 倫康	
7号	砂川市町内会連合会	副会長	高村 雄渾	監事
	砂川市老人クラブ連合会	会長	鈴木 日出男	
	砂川市社会福祉協議会	副会長	澤田 幸三	監事
8号	砂川市	総務部長	湯浅 克己	
	砂川市	市民部長	高橋 豊	
	砂川市	建設部長	古木 信繁	
9号	北海道開発局札幌開発建設部	滝川道路事務所所長	木下 豪	
	北海道空知総合振興局札幌建設管理部	滝川出張所次長	細川 則幸	
	北海道札幌方面砂川警察署	交通課長	岡崎 一	
合計18名				

平成 2 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 砂川市地域公共交通会議  
住 所 砂川市西 6 条北 3 丁目 1 番 1 号  
代 表 者 氏 名 会長(副市長) 角丸 誠一 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。